

中小業者の要求実現のため、商工新聞読者と会員を増やそう!!

名古屋北部民商ニュース

2017年7月31日(月)発行

No.243

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

人事異動後の税務調査が始まりました!!



税務署の突然の訪問には...
税務調査にあたって、納税者に事前通知をすることが原則、義務化されました。事前通知のない突然の調査や

日、夫婦そろって来所し、今後の対応などについて打ち合わせ、7月26日(水)に対策会議を開くことを確認しました。
Aさんは民商に連絡。翌

7月10日(月)税務署員の人事異動がありました。名古屋北税務署、名古屋西税務署でも、総務課長はじめ異動がありました。
人事異動後、平安支部のAさん(塗装工事)の携帯電話に名古屋北税務署から「税務調査の件で...」と連絡がありました。

あわてずに、落ち着いて対応しよう

都合の悪い日の調査は断ることが出来ます。

事前通知すべき事項は11項目あり、電話で対応する場合は、しっかりとメモをとりましょう。

11項目のうち、1つでも欠けると事前通知の不備にあたり、適正手続きを欠いた違法調査となります。

調査になったら、役員、事務局に連絡を!!

今回から執筆担当が、伊藤弁護士から矢崎弁護士に変更となりました。

中小企業法務プラス!ワンポイント

～「性」の話①～

「同意」って何でしょう?

今回から、身近でありながら、なかなか話題にするのが難しい「性」の話をテーマに、いくつか話題をご提供しようと思います。元TBS支局長から準強姦被害を受けたとして、実名で行われた記者会見が話題になっていますね。「準強姦」というのは、アルコール等による意識障害の状態を利用した強姦のことをいいます。男性側が同意に基づくのだと反論しているのかどうか不明ですが、実際に何があったのか、しっかりと審査してほしいところです。

ところで、性行為の「同意」を紅茶で説明した動画がわかりやすい、とインターネット上で話題になっているのをご存じですか?

もし、相手が紅茶を飲みたいと言っても、お湯を沸かしている途中で相手の気が変わることがありますよね。そのときに「さっきは飲むと言ったじゃないか」と無理やり飲ませてはいけません。相手が意識を失っているときにも、無理やり飲ませてはいけません。昨日は飲んだじゃないか、という理由で、今日も飲みたいに違いないと決めつけて無理やり飲ませてはいけません。

このような内容です。

紅茶で考えると当たり前のことに思えますね。しかし、性行為においては「同意」や「承諾」が、紅茶を飲む権利よりも軽視されていないでしょうか?

夫婦でも、恋人でも、紅茶を飲みたいと明確に承諾していない相手に無理やり飲ませることは、絶対にやめましょう。紅茶に限らず、相手や自分の「同意」する権利について、一度考えてみませんか。

2017年7月 弁護士 矢崎暁子(名古屋北法律事務所)

『九州北部豪雨』救援募金にご協力を

7月5日～6日にかけて発生した集中豪雨により、被災されたみなさんにお見舞いを申し上げます。名古屋北部民商でも救援募金を受付けています。ご協力をお願いします。

「全国商工新聞」

休刊のお知らせ

お盆の印刷・輸送事情により8月の発行予定は下記の通り変更になります。

8月14日号 休刊

8月21日号(8月9日到着)

事務所閉所のお知らせ

8月11日(金・祝)から16日(水)まで、事務所は閉所となります。

17日(木)より通常通りとなります。

会費は15日までに集金して、班・支部の役員に届けて下さい。

15日80%、月末100%集金にご協力を!!